

転 倒 災 害 発 生 状 況

令和7年3月7日集計

	区 分	労 働 災 害 発 生 状 況 (休業4日以上)	転 倒 災 害 発 生 状 況 (休業4日以上)	比 率 (%)	備 考
業 種					
全産業計(除鉱山法適用)		① 714	200	28.0	
製 造 業	食 料 品	30	9	30.0	
	織 維 ・ 衣 服	3	1	33.3	
	木 材 ・ 木 製 品	18	2	11.1	
	家 具 ・ 装 備 品	1	1	100.0	
	パルプ・紙・紙製品・印刷・製本	7	0		
	化 学	9	2	22.2	
	窯 業 ・ 土 石	12	1	8.3	
	鉄 鋼 ・ 非 鉄	6	0		
	金 属 製 品	13	0		
	機 械 器 具	31	10	32.3	
	そ の 他 の 製 造 業	15	1	6.7	
	小 計	145	27	18.6	
鉱 業		5	1	20.0	
建 設 業	土 木	28	0		
	木 造 建 築	7	1	14.3	
	そ の 他 の 建 築	45	5	11.1	
	そ の 他	18	3	16.7	
	小 計	98	9	9.2	
運 交 輸 通	道 路 貨 物 運 送	33	5	15.2	
	そ の 他 の 運 輸	8	0		
林 業	伐 木 ・ 搬 出	13	0		
	造 林 ・ そ の 他 の 林 業	15	1	6.7	
	小 計	28	1	3.6	
第 三 次 産 業	小 売 業	85	35	41.2	
	社 会 福 祉 施 設	96	45	46.9	
	飲 食 店	15	6	40.0	
	そ の 他 の 第 三 次 産 業	① 174	67	38.5	
	小 計	① 370	153	41.4	
そ の 他		27	4	14.8	

注1: 表中の丸付数字は死亡者数で内数。

注2: 第三次産業とは、全産業のうち、製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業、農林業、畜産・水産業を除くもの。

注3: その他とは、貨物取扱業、農業、畜産・水産業。